

議案第 15 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに統括監及び統括技監の職を設置するに当たり、その職務の級を定めるため  
改正する。

[内 容]

統括監及び統括技監の職務の級は、一般職給料表（1）の 8 級とすることとする。

（別表第 3 関係）

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日